

令和7年第6回那珂川町議会定例会

議事日程(第1号)

令和7年12月2日(火曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
町長所信表明
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 承認第 1号 令和7年度那珂川町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認について (町長提出)
- 日程第 6 議案第 1号 人権擁護委員の推薦意見について (町長提出)
- 日程第 7 議案第 2号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 8 議案第 3号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 9 議案第 4号 那珂川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 10 議案第 5号 那珂川町小川総合福祉センター条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 11 議案第 6号 那珂川町高齢者生産活動施設条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 12 議案第 7号 那珂川町緑の交流空間施設条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 13 議案第 8号 那珂川町まほろば農園条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 14 議案第 9号 那珂川町観光乗馬施設条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 15 議案第 10号 那珂川町緑地等利用施設条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 16 議案第 11号 那珂川町特産品生産施設条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 17 議案第 12号 那珂川町特産品展示販売施設条例の一部改正について (町長提出)

- 日程第18 議案第13号 那珂川町カタクリ山公園条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第19 議案第14号 那珂川町ふるさとの森公園条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第20 議案第15号 那珂川町ふるさと館条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第21 議案第16号 那珂川町地域情報発信施設条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第22 議案第17号 那珂川町公園管理及び使用に関する条例の一部改正について
(町長提出)
- 日程第23 議案第18号 那珂川町なす風土記の丘資料館条例の一部改正について
(町長提出)
- 日程第24 議案第19号 那珂川町郷土資料館条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第25 議案第20号 那珂川町子どもの森条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第26 議案第21号 那珂川町体育施設条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第27 議案第22号 那珂川町学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について
(町長提出)
- 日程第28 議案第23号 令和7年度那珂川町一般会計補正予算(第5号)の議決について
(町長提出)
- 日程第29 議案第24号 令和7年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
の議決について (町長提出)
- 日程第30 議案第25号 令和7年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
の議決について (町長提出)
- 日程第31 議案第26号 令和7年度那珂川町介護保険特別会計補正予算(第3号)の議
決について (町長提出)
- 日程第32 議案第27号 財産の取得について (町長提出)
- 日程第33 議案第28号 那珂川町図書館に係る指定管理者の指定について (町長提出)
- 日程第34 議案第29号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について (町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番 神 場 圭 司

2番 矢 後 紀 夫

3番 高野 泉
5番 大金 清
8番 小川 正典
11番 川上 要一

4番 福田 浩二
6番 川俣 義雅
10番 大金 市美
13番 益子 明美

欠席議員（1名）

12番 小川 洋一

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	益子 純 恵	副 町 長	小 松 重 隆
教 育 長	吉 成 伸 也	総 務 課 長	加 藤 博 行
企画財政課長	谷 田 克 彦	税 務 課 長	田 角 章
住 民 課 長	金 子 洋 子	生活環境課長	久保寺 康 之
健康福祉課長	益 子 利 枝	子 育 て 支 援 課 長	加 藤 啓 子
建 設 課 長	田 邊 康 行	産 業 振 興 課 長	杉 本 篤
農 業 委 員 会 長	星 善 浩	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	星 学
事 務 局 長	橋 本 秀 一	生 涯 学 習 課 長	斎 藤 昌 代
学 校 教 育 課 長 補 佐			
上 下 水 道 課 長	高 野 曜 路		

職務のため議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	横 山 和 則	書 記	仲野谷 智 子
書 記	小 森 亮 利		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（益子明美） ただいまの出席議員は10名であります。

欠席届が12番、小川洋一議員から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第6回那珂川町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（益子明美） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（益子明美） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますのでご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（益子明美） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番、川上要一議員及び1番、神場圭司議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（益子明美） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月5日までの4日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月5日までの4日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（益子明美） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

初めに、去る10月14日、7番、益子純恵議員、9番、鈴木 繁議員が町長選挙の立候補届けを提出されたため、公職選挙法第90条の規定により、当日、那珂川町議会議員を失職となりましたので、ご報告します。

次に、請願及び陳情について、報告いたします。

今期定例会前の所定の日までに、請願及び陳情等の提出はありませんでした。

次に、議員の派遣について報告します。

11月25日、栃木県総合文化センターで開催された栃木県町村議会議長会主催の議員研修会に出席いたしました。研修では、全国町村議会議長会議事調査部皆川氏、一般社団法人地方公共団体政策支援機構上席研究員渡辺氏より、それぞれご講演をいただきました。どちらの講演も、地方議会の課題に密接に関わるものであり、興味深く聞き入ったところであります。

次に、南那須地区広域行政事務組合議会についてですが、9月26日、南那須地区広域行政事務組合議会定例会が招集され、令和7年度広域行政事務組合一般会計補正予算はじめ、令和6年度の一般会計及び病院事業の決算認定など6議案が上程され、全て可決されました。

また、11月27日には臨時会が招集され、条例の改正など7件について審議されました。

次に、栃木県町村議会議長会について報告いたします。

11月7日、第2回議長会議及び研修会が栃木県自治会館で開催されました。令和6年度県

議長会の一般会計歳入歳出の決算が認定されたほか、研修会では、栃木県福田富一知事より令和8年度に向けた県の取組について講話がありました。

次に、前期定例会から今期定例会までの行事等について報告いたします。

詳細はお手元に配付した報告書のとおりですが、主なものを申し上げます。

10月30日、正副議長で県庁を訪れ、9月定例会で議決した北沢地区における不法投棄の再発防止を求める要望書を栃木県知事宛てに提出し、不法投棄対策に対する取組の強化を要望しました。

11月6日、議場を会場に高校生との意見交換会を開催いたしました。高校生に議会への理解と政治への関心を高めてもらうため、那珂川町に望むことをテーマに生徒会役員11名と意見交換を行いました。高校生からの率直な意見を伺うことができたほか、高校生からは「議場で発言するのはとても緊張したが、貴重な経験ができた」、「町に貢献できることを自分たちでも考えていきたい」などの感想をいただきました。今後も引き続き、若者が参画できる議会としての役割を果たしていきたいと思っております。

11月23日、那須烏山市市制20周年記念式典、姉妹都市である滋賀県愛荘町町制施行20周年記念式典がそれぞれ行われました。どちらも当町とのつながりが深い自治体であり、20周年を機に、この絆がさらに強くなることを願っております。

最後に、9月定例会以降、議長へ報告のあった各委員会の開催、監査等の報告については、お手元に配付した報告書のとおりですが、概要について報告いたします。

総務産業常任委員会及び教育民生常任委員会はそれぞれ1回開催したほか、10月24日に合同常任委員会を開催しました。

また、11月18日に、総務産業常任委員会において、那珂川消防団と意見交換を行いました。

議会広報特別委員会については、10月28日に議会広報モニターと懇談会を行ったほか、議会だより第81号の編集等のために3回開催し、11月10日に発行されました。

議会運営委員会については、定例会の運営協議や高校生との意見交換会などのため、3回開催しました。

議会改革特別委員会については、本委員会を3回、第1小委員会を1回開催しました。

9月27日には、議員定数及び報酬の見直しに関して町民説明会を開催し、参加された町民の皆様から様々なご意見をいただきました。それらの声を真摯に受け止め、皆様からの負託に応えられるように議員一同、より一層努力をしております。

以上、主な議会活動事項を述べまして、諸般の報告を終わります。

ここで、町長から就任後初めての議会となるため、所信表明の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） 皆様、おはようございます。

本日は、令和7年第6回那珂川町議会定例会に、ご出席をいただきましてありがとうございます。

議長より、発言の機会をいただきましたので、町長就任に当たりまして、今後の町政運営について、私の所信の一端を述べさせていただきたいと存じます。

去る10月19日に執行されました那珂川町町長選挙におきまして、町民の皆様からの力強いご支持と、温かなご支援を賜り、町政を担わせていただくことになりました益子純恵でございます。

合併20周年の節目を迎えた今、那珂川町初の女性町長として、この大役を拝命いたしましたことに、心より感謝を申し上げます。

今、こうして、この場に立たせていただき、改めて身の引き締まる思いであります。那珂川町のために全力を尽くすこととお誓い申し上げます。

私は、これまでの子育てや介護の経験から、町民の皆様寄り添ったきめ細やかな行政の重要性を痛切に感じてきました。そして、皆様方には一貫して「那珂川町に暮らす一人一人の幸せのために働く」という私の決意を伝えまいりました。

それぞれの声に耳を傾け「那珂川町に住んでよかった」「これからも那珂川町で暮らしたい」と思っただけのような、温かくも活力あるまちづくりを目指してまいります。

この町を、未来を担う子どもたちの故郷をよくしたい、たくさんの人に知ってもらいたいと思っただけのきっかけがあります。

今22歳になる長男がまだ小学校1年生のとき、真岡市の井頭公園のアスレチックで宇都宮市から来た同じくらいの年の子に「どこの小学校」と聞かれ、自信満々に「馬頭小学校。那珂川町だよ」と答えました。返ってきた答えは「どこそれ、知らない」。息子は私に「どうして那珂川町も馬頭小学校も知らないの」と寂しそうに、悲しそうに聞いてきました。

そのときの表情が忘れられません。この出来事が那珂川町に生まれ育った子どもたちが自信を持って胸を張って「那珂川町で生まれ育ちました」と言えるような町にしたいという思

い、まちづくりの原点、原動力となりました。

現在、那珂川町は人口減少の波、少子高齢化の進展といった、何か一つに手を打てばよいというものではない、決して容易ではない様々な課題に直面しています。

これらの課題はどれも複雑で、一朝一夕に解決できるものではありません。

私はこの厳しい状況を「オール那珂川」で乗り越えていきたいと強く願っております。

町民の中に根づいている「何もない町」という思いから、「自分たちの町は素晴らしい町だね」と誇りに思える、自己肯定感ならぬ、地域肯定感の高い町を目指してまいります。

誰もが「いい町だね」と言える町の実現を目指し、これから進むべき道を見つけ、10年後、20年後を見据えたまちづくりをしていかなければなりません。

那珂川町は、先人たちが築き上げてきた豊かな歴史と文化、そして清流那珂川と豊かな里山が織りなす美しい景観の中で息づいてきた温かな人がつくり上げた町です。

小川地区には古代下野の国の行政を担ったとされる那須官衙遺跡、そして那須与一ゆかりの神田城址があります。この町の歴史の深さを物語る重要なものであります。

馬頭地区には、奈良時代、東大寺の大仏のメッキに用いられた産金の地があります。

江戸時代から受け継がれてきた小砂焼もまた地域の誇れる歴史・文化を象徴するものであります。

馬頭広重美術館、いわむらかずお絵本の丘美術館、さらには、「もう一つの美術館」と3つの美術館を有しており、芸術に触れる機会に恵まれております。

そして、まほろばの湯、馬頭温泉郷と泉質の違う温泉を有しており、清流那珂川と豊かな里山の恵みを感じることができます。

これまで大切に育んできたものを確かな礎としつつも、時代の変化を恐れず、新たな価値を創造していきます。

伝統を守りつつも、新しい技術や発想を積極的に取り入れ、前例のないことにも積極・果敢に取り組み、可能性の扉を開いていく覚悟でおります。

今回の挑戦に当たり、大好きな那珂川町を目の前にある大きな荒波に流されず、つなぎ止め、未来へとしっかりとつないでいくため、私のまちづくりに対する思いを8本の柱に込めました。

皆様に所信を表明させていただくに当たり、一つ一つ政策・公約に込めた思いを申し述べたいところではありますが、議員の皆様からの一般質問におきまして、詳しく答弁をさせていただきます。

それぞれの柱につきまして、少しだけ私の想いを述べさせていただきます。

1つには、将来を担う子どもたちが活躍できる力を育てていくために、天候に左右されず、子育て世代が孤立することなく、かつ、世代間交流を可能とする子育てと文化の拠点となる複合的な施設の開設を目指してまいります。

子育て世代の希望をかなえ、誰もが笑顔になれる「場」を提供していきたいと考えます。

2つ目は、馬頭高校の存続に官民一体となった取組を進めてまいります。

日本に唯一の内水面の水産科を有する魅力あふれる馬頭高校ですが、その魅力は、水産科だけにとどまりません。珍しい野菜の数々を栽培し、こども園の子どもたちとの触れ合いの機会をつくってくださっています。

先日収穫された超大球キャベツは、町内の学校給食で提供されております。

地域貢献美化活動には、小中校の児童・生徒とともに参加していただきました。様々な活動の中で、地域に大きく貢献されております。

町の宝ともいうべき馬頭高校を当町からなくすわけにはいきません。

これまで以上に町を挙げて、その存続を強く要望していくと同時に、全国から生徒が集まり、親元を離れても安心して学校生活を送れるよう寮の整備に向け、取組の歩みを進めてまいります。

3つ目は、町の情報発信力の強化です。那珂川町の自然、歴史、文化、そして温泉、食など、魅力あふれる当町の観光資源を必要な方にしっかりとキャッチしてもらうための発信をしてまいります。

そのためには、地域活性化起業人などの活用も視野に入れ、必要な方に届く情報発信を行い、全国に魅力を伝えて那珂川町のファンを増やしてまいります。

また、那珂川町にはこの地域をよくしたい、盛り上げたいという思いの方がたくさんいらっしゃいます。そういう思いの強い方々と連携し、手を取り合って取組を進めてまいります。

4つ目は、日常生活を快適に過ごすための取組です。

町内の子どもたちが、生まれ育った地域や環境で夢や進路を諦めることがないように、通学費の支援制度を創設し、町として未来を担う若者への応援の気持ちを伝えていきたいと考えております。

また、この町に住んでよかったと感じてもらい、不便な中でも、この町に住んでいるメリットを感じていただけるよう、町外に通勤する方に対する支援制度も検討してまいります。

一方で、町内の移動においては、多くの皆さんが移動に伴う足の心配をされております。

単に移動に制限が出るだけでなく、生活そのもの、病院受診や買物など、この町で自分らしく暮らし続けるため、デマンド交通を充実させなければいけないと思っています。AIの活用を視野に入れて利便性の向上を図ります。

また、時刻表も現在は一時間半に1本のダイヤです。病院で薬をもらうだけ、年金を下ろすだけだと待ち時間が長いんだよねというお声も多くいただきました。

町民の皆様のニーズに応えられるように運行間隔の短縮を進めます。最優先課題の一つとして取組を進めます。

5つ目は、安心・安全に暮らし続けるための取組です。

交通網の整備により、観光・商工業の振興発展を目指し、併せて災害に強いまちづくりを推進していきます。

町単独で行えるものではありませんので、国・県との連携を図り、継続して要望活動を行ってまいります。

6つ目、町の産業と地域コミュニティの発展についてです。

当町の基幹産業である農業・林業においては、担い手の育成が大きな課題であります。

自分たちが引退したら荒れ放題になるよというお声を本当にたくさんの方からいただきます。

農業・林業を担われる方も年を重ねられ、あと何年できるかなと、ご自身の体と相談しながら頑張っている方が多くいらっしゃいます。

10年後の農業・林業を守るには、後継者の育成が不可欠です。

県の農業大学校や林業大学校で学ぶ町民の皆様が大学校に通っているうちから、学校との連携を図っていきます。学生が当町に就業できるよう、マッチングをしていくことに力を入れていきます。

農業においては、こうした一つ一つの取組を行い就農者が増えることで、年々増加している遊休農地、耕作放棄地の問題にも真摯に向き合ってまいります。

また、多様な観光資源を生かし、町を周遊できるような観光の振興にも力を入れてまいります。

食材・習慣・伝統・歴史によって育まれた食を楽しみ、食文化に触れていただけるような観光の振興に努めます。

地域資源を総動員して回遊型観光を展開していくとともに、例えば「西の日光、東の那珂川町」などと言われるよう、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

7つ目、地域医療と福祉の充実に力を注いでまいります。

高齢化率40%を超える当町において、必要なときに受診ができないなど、受診を控える方がいらっしゃることが問題となっております。

安心して受診できる環境を整備していきたいと考えております。

早期からの介護予防、特に聴覚の衰えにより聞こえない、聞こえるふりをしてしまう。結果として、認知症が進行してしまうという悪循環に陥らないよう、早期から聞こえに対してアプローチをしていくヒアリングフレイルにも力を入れてまいります。

8つ目、那珂川町であり続けるための人口減少対策については、今、当町に住む方が幸せを感じることでできる町になるよう取組を行うとともに、定住・移住に対する取組を一層進めてまいります。

以上、私のまちづくりにおける8本の柱をお伝えいたしました。

那珂川町の未来を共につくる議会の皆様には、私の所信に対し建設的なご議論とご提言を賜りますようお願いを申し上げます。

町民の皆様の負託に応えるべく、二元代表制の一翼として町政を担われる議会の皆様との密接な連携は不可欠でございます。活発な議論を通じて、よりよい町政運営を目指してまいります。

そして、町民の皆様、さきの町長選挙におきましては、那珂川町の未来に対する様々なご意見、お一人お一人の熱い思いが示されました。

結果として、私は町長という重責を担わせていただくこととなりましたが、選挙を通じて様々な感情が存在することも承知しております。

しかしながら、私たち町民が那珂川町を思う、愛する気持ちは同じであると思えます。

どのような立場や考えの違いがあろうとも、互いを尊重し、手を携えて歩んでいくことが何よりも大切だと考えます。

私は、町民の皆様の絆を深め、心を一にする融和を重んじ、誰もが「住んでよかった」と思える町政運営に全力を尽くしてまいり所存でございます。

そして、これまで以上に町民の皆様との対話の機会を大切にまいります。

町民の皆様には、これまでどおり「純恵さん」と気軽に声をかけていただき、未来を語り合いたいと思えます。

皆様のお声に真摯に耳を傾け、一つ一つの課題に真正面から向き合い、解決に向けて全力で取り組んでまいります。

私一人では成し遂げられないことも、町民の皆様、職員、関係機関の皆様と共に力を合わせれば、必ずや那珂川町の未来は「わくわく」があふれる希望に満ちたものになると信じております。

以上、私の町政運営の核となる考え方を述べさせていただきました。

今年度は、これから那珂川町の道しるべとなる当町の最上位計画第3次総合振興計画を策定する年であります。これまでたくさんの時間と労力をかけ、策定に向け作業を進めてきた計画であります。さらに、未来の那珂川町に向けた私の想いをこの計画にしっかりと乗せていきたい、進むべき道をしっかりと照らすことのできる計画策定に努めます。

これまでの既成概念や慣例にとらわれず、今の那珂川町だからこそできる、新たなことにチャレンジをする覚悟でおります。

改めて、これからの4年間のかじ取りをお任せいただきました重責を厳粛に受け止め、公約の実現に向けて「オール那珂川」「チーム那珂川」を合言葉に全身全霊取り組んでまいります。

結びになりますが、思いを形にしていく、政策の実現に当たりましては、町民の皆様の深いご理解、国や県、近隣自治体、関係機関、関係団体、町を支える全ての皆様方の一層のご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げまして、町長就任に当たりましての所信表明とさせていただきます。

一緒に那珂川町を未来に向けて進めてまいりましょう。

以上でございます。

◎行政報告

○議長（益子明美） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） 師走に入りまして、朝夕の寒さも日に日に厳しさを増してまいりました。

空気が乾燥するこの季節、今年も全国的にインフルエンザの流行が報じられております。

那珂川町も例外ではありませんので、町民の皆様には、予防接種や日頃からの手洗い・うが

いの励行など基本的な対策を徹底し、健康には十分ご留意いただきまして、体調を崩すことなく、新しい年を迎えていただきますようにご祈念申し上げます。

それでは、9月定例会から今期定例会までの行政報告をいたします。

詳細は、お手元に配付した報告のとおりですので、主なものを申し上げます。

9月22日、故渡辺豊重氏の絵画をご家族から寄贈いただきました。現代美術作家の渡辺氏は、平成2年に久那瀬にアトリエを構え、平成17年に定住してからは、後半生を代表するすぐれた作品を次々に生み出されました。寄贈された絵画は、役場2階に掲示させていただいております。

10月14日、合併20周年を迎えたことを記念し、町議会議員や行政区長、各種団体の役員のほか、近隣市町や姉妹都市・友好都市の市町長・議長など、約200名のご臨席のもと、記念式典を開催いたしました。

記念式典では、自治功労者等表彰のほか、ロゴマーク・ポスターのデザイン表彰、田んぼアートのデザイン協力感謝状贈呈なども行いました。

また、アトラクションでは、那須小川まほろば太鼓保存会と、友好都市秋田県美郷町菖蒲太鼓保存会による演奏があり、会場は迫力ある演奏に盛り上がり、式典を華やかに彩りました。

10月25日から11月2日まで、姉妹都市のアメリカ合衆国のホースヘッズ村に青少年海外体験学習派遣事業として、町内の中学生10名を派遣いたしました。

派遣された生徒は、現地の方の家に滞在するホームステイや、現地の授業に参加するなどの活動を通じ、日本では体験することのできない海外の文化に直接触れるという貴重な経験をし、今後の人生において大きな影響を受けてきたことと思います。

派遣された生徒の皆さんは、この経験を今後の人生に役立ててもらえれば幸いです。

また、今年は合併20周年を記念して、一般の方6名も姉妹都市交流事業として併せて、10月31日まで派遣いたしました。

11月9日、那珂川清流マラソン大会を開催いたしました。

大会には、昨年同様、町内はもとより県内市町のほか、山形県、山梨県などから参加された方もおり、今年も盛大に開催することができました。

11月28日、代表監査委員岸 健一氏の任期満了に伴い、新たに黒坂賢一氏への辞令交付を行いました。

また、同日、教育委員会委員青木 崇氏の任期満了に伴い、新たに山田 剛氏への辞令交

付を行いました。

岸氏、青木氏、これまでのご尽力に感謝いたしますとともに、黒坂氏、山田氏につきましては、これからの町政運営へのお力添えをお願い申し上げます。

12月1日、馬頭総合福祉センターにおいて、3年の任期満了の改選に伴う民生委員・児童委員の委嘱状の交付を行いました。

今回42名の委員のうち18名の方が新たな委員となりました。

委員の皆様におかれましては、地域の相談役として、行政と一体となり福祉全般の問題解決にご尽力いただけますよう、お願いいたします。

以上、主なものを述べましたが、詳細につきましては、配付した資料をご覧ください。

終わりに、本定例会に、承認案件1件、人事案件1件、条例改正21件、補正予算4件のほか、財産の取得など3件の計30案件を提出しております。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます、行政報告といたします。

○議長（益子明美） 以上で行政報告を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第5、承認第1号 令和7年度那珂川町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました承認第1号 令和7年度那珂川町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、早急に補正予算を編成し、執行する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、10月9日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会にご報告申し上げ、承認を求めるものであります。

今回の補正予算がふるさと納税の寄附額が当初の見込みを大幅に上回ったため、返礼品等に係る追加の経費のほか、寄附金の各基金への積立てを計上したもので、その補正額は1億8,200万円であり、補正後の予算総額は100億7,200万円となりました。

なお、これらに要する財源は、寄附金及び繰越金を充てることといたしました。

以上、令和7年度那珂川町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） 補足説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

18款寄附金、1項2目総務費寄附金の補正額は1億3,000万円の増で、ふるさと納税に係る寄附金。

20款繰越金、1項1目繰越金の補正額は5,200万円の増で、前年度繰越金であります。

8ページ、歳出に入ります。

2款総務費、2項2目まちづくり費の補正額は5,200万円の増で、ふるさと納税に係る返礼品代、ポータルサイト手数料、中間業者に対する業務委託料。

4目財政調整基金等費の補正額は7,100万円の増で、地域振興基金への積立金であります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は5,200万円の増で、福祉基金への積立金であります。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は300万円の増で、奨学基金への積立金。

4項1目社会教育総務費の補正額は400万円の増で、教育文化基金への積立金であります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） ふるさと納税の額が増えて、返礼品に係る費用も増えたということですが、けれども、その返礼品に充てた、何に使ったのかね。返礼品をいろんなものでお返ししたということなんですけれども、その品物、それを教えていただきたいと思います。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えをいたします。

返礼品代につきましては、今回の補正の内容の中のまちづくり費の補正の中で報償費とし

て計上しております3,547万9,000円が返礼品分の増額の補正となっております。

返礼品につきましては、ふるさと納税のほうで返礼品で出しておりますそれぞれの商品、品物に対して寄附者から申込みがあったものでございます。特にどれということではありませんので、それぞれの返礼品に対して寄附を頂いてございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） ふるさと納税が増えたという理由というか、なぜ増えたというふうに思っているのでしょうか。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えをいたします。

ふるさと納税の寄附額が増加した理由でありますけれども、1つには、昨年度から中間業者のほうを入れておりますけれども、その効果が出ているというところが1点としてございます。年度初めから例年に比べると、確定寄附額の多い状況が続いていたというところで、中間業者の取組の影響がまず1点目として挙げられます。

2点目として、こちらが理由として大きいのかなと思いますけれども、ふるさと納税に関する制度のポータルサイトのほうでポイントが付与されるというのが、これまで制度としてございましたけれども、それが今年度9月で終了するというところで、昨年、国からそういう方針が示されております。それに伴いまして、各ポータルサイトで9月までにふるさと納税をということでキャンペーンを行ってしまして、その影響が大きく出たということで、9月末で予想を大幅に上回るような寄附を頂いたところでございます。

金額のほうを申し上げますと、9月末現在で、およそ6,700万円の寄附の申込みをいただいております。

以上であります。

○議長（益子明美） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 9月までにたくさんの寄附がもらえたということなんですけれども、これ、全国的な傾向なんですか。そして、10月以降ははっきりと減っているということなんですか。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えをいたします。

全国的な傾向かというところでございますけれども、先ほど申しましたように、ポータル

サイトのほうでキャンペーンを張っておりましたので、全国的に9月は寄附が多かったんだろうというふうに考えております。

それ以降の状況でありますけれども、ひとつ、9月がピークであったということで、10月、11月は、それまでに比べると寄附の状況は落ち着いているような形で推移してございます。

11月末で集計いたしましたところ、7,200万円程度申込みいただいておりますので、10月、11月、2か月で500万円ぐらいの寄附を申込みいただいております。それまでのペースに比べると、大分落ち着いているということでございます。

以上であります。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第1号 令和7年度那珂川町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上げ、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第6、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に当たっては、人権擁護委員法第6条第3項において、町長は、市町村議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められております。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております川上弘之氏は、令和8年3月31日をもって現在の任期が満了となりますが、継続して川上弘之氏を推薦したいと存じます。

川上弘之氏は、令和2年4月1日から2期6年間、大変熱心にその職責を果たしてこられ、また地域においても人望厚く、人格識見ともに申し分ない方であり、ここに推薦についてご提案いたすものであります。

今回、議会の意見をいただきました上は、同氏を法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱することになります。

なお、参考までに、当町の人権擁護委員は、現在、郡司広美氏、大金美江氏、蓮見和恵氏、内田清美氏、渡辺富士雄氏、川上弘之氏の6名であります。

ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第7、議案第2号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました、議案第2号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、選挙管理委員会委員、監査委員及び地域福祉推進員の報酬について、昨今の社会経済情勢等を踏まえ、適正な水準を確保するため、関係条例の改正をするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料「那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」をご覧ください。

1、改正の理由であります。選挙管理委員会委員、監査委員及び地域福祉推進員の報酬については、平成17年10月1日の合併後これまで一度も改定が行われないうまま20年が経過しており、この間の社会経済情勢の変化や賃金の引上げ並びに職務内容や職責を勘案し適正な水準を確保するため、所要の改正を行うものであります。

3、改正の内容であります。 （1）選挙管理委員会委員長及び委員の報酬についてですが、栃木県の最低賃金引上げ状況を参照し、県内の他町との均衡のとれた額にするため、委員長の年額報酬を8万円から10万1,000円に、委員の年額報酬を7万円から8万8,000円に

それぞれ改正するものです。

(2) 監査委員の報酬についてですが、栃木県の最低賃金引上げ状況を参照し、県内他町との均衡のとれた額にするため、識見を有する者の年額報酬を24万円から30万3,000円に、議員の年額報酬を19万円から24万円にそれぞれ改正するものです。

(3) 地域福祉推進員の報酬についてですが、県内他市町の平均額及び栃木県の最低賃金引上げ状況や職務内容及び職責を考慮した額にするため、会長の年額報酬を7万円から10万5,000円に、副会長の年額報酬を6万3,000円から9万6,000円に、委員の年額報酬を6万円から9万円にそれぞれ改正するものです。

4、施行期日は、令和8年4月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第8、議案第3号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました、議案第3号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、町長、副町長及び教育長の給料の額について、昨今の社会経済情勢等を踏まえ、那珂川町特別職報酬等審議会に諮問し、同審議会より答申を受けたことに伴い、関係条例を改正するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料「那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」をご覧ください。

1、改正の理由であります。町長、副町長及び教育長の給料については、平成17年10月1日の合併後、これまで一度も改定が行われないうまま20年が経過しており、この間の社会経済情勢の変化や賃金の引上げ並びに職務内容や職責を勘案し適正な水準を確保するため、那珂川町特別職報酬等審議会へ諮問した結果、町長、副町長及び教育長の給料月額の見直しについて、今般答申を受けたことに伴い所要の改正を行うものであります。

3、改正の内容であります。町長の給料月額を72万円から76万円に、副町長の給料月額を58万5,000円から61万7,000円に、教育長の給料月額を53万5,000円から56万4,000円にそれぞれ改正するものです。

4、施行期日は、令和8年4月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第9、議案第4号 那珂川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました、議案第4号 那珂川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法施行令の一部改正に伴い、同法施行令を引用する関係条例に条ずれが生じたため改正するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料「那珂川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条

例の一部改正について」をご覧ください。

1、改正の理由であります。地方自治法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、地方自治法施行令を引用する関係条例に条ずれが生じたため、所要の改正を行うものであります。

3、改正の内容であります。第2条において、第173条第1項第1号が第173条の5第1項第1号へと条ずれに伴い改正するものです。

4、施行期日は、地方自治法の一部を改正する法律、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 那珂川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（益子明美） 再開します。

◎議案第 5 号～議案第 22 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第10、議案第 5 号 那珂川町小川総合福祉センター条例の一部改正について、日程第11、議案第 6 号 那珂川町高齢者生産活動施設条例の一部改正について、日程第12、議案第 7 号 那珂川町緑の交流空間施設条例の一部改正について、日程第13、議案第 8 号 那珂川町まほろば農園条例の一部改正について、日程第14、議案第 9 号 那珂川町観光乗馬施設条例の一部改正について、日程第15、議案第10号 那珂川町緑地等利用施設条例の一部改正について、日程第16、議案第11号 那珂川町特産品生産施設条例の一部改正について、日程第17、議案第12号 那珂川町特産品展示販売施設条例の一部改正について、日程第18、議案第13号 那珂川町カタクリ山公園条例の一部改正について、日程第19、議案第14号 那珂川町ふるさとの森公園条例の一部改正について、日程第20、議案第15号 那珂川町ふるさと館条例の一部改正について、日程第21、議案第16号 那珂川町地域情報発信施設条例の一部改正について、日程第22、議案第17号 那珂川町公園管理及び使用に関する条例の一部改正について、日程第23、議案第18号 那珂川町なす風土記の丘資料館条例の一部改正について、日程第24、議案第19号 那珂川町郷土資料館条例の一部改正について、日程第25、議案第20号 那珂川町子どもの森条例の一部改正について、日程第26、議案第21号 那珂川町体育施設条例の一部改正について、日程第27、議案第22号 那珂川町学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について、以上18議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました、議案第 5 号 那珂川町小川総合福祉センター条例の一部改正についてから、議案第22号 那珂川町学校体育施設の開放に関する条例の一部改正についてまで、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正ですが、本町の公の施設の使用料につきましては、平成17年の那珂川町施行以来、約20年間見直しを行っておりませんでしたので、建物の状態や維持管理経費・利用者数の変化に応じた施設使用料とするため、令和7年3月に公の施設の使用料の見直しに関する基本方針を策定し、これに基づき見直しを行った結果、所要の改正を行うもので、いずれの改正も、施行期日は令和8年4月1日であります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 議案第5号 那珂川町小川総合福祉センター条例の一部改正について、補足説明申し上げます。

議案書をご覧ください。

改正の内容であります。園地を行商、露店、展示会、博覧会、その他で利用する場合の単位を「1平方メートルにつき日額」を「1平方メートルにつき1日」に改め、使用料を30円から10円に改めるものです。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第6号 那珂川町高齢者生産活動施設条例の一部改正について補足説明申し上げます。

議案書をご覧ください。

改正の内容であります。第3条は、施設について、木工館と民舞館を廃止するものです。

第13条は、使用料の減免について、減免ができる理由を改めるものです。

第14条は、使用料の還付について、見出しを改め還付ができる基準を改めるものです。

別表は、「区分」について、1室1日単位から1時間単位に、「金額」について、管理所の厨房を1日5,000円から1時間400円に、和室を1日4,000円から1時間200円に、茶室を1日7,000円から1時間500円に、陶芸館を1日5,000円から1時間400円にそれぞれ改めるほか、木工館及び民舞館を削除するものです。

また、備考は、1、町内に住所を有しないものが利用する場合の使用料について、基準を改めるものです。

以上で議案第6号の補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） 続きまして、議案第7号 那珂川町緑の交流空間施設条例の一

部改正について補足説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

改正の内容であります。第10条は、使用料の減免について、減免ができる基準を改めるものです。

第11条は、使用料の還付について、還付ができる基準を新たに追加するものです。

第12条から第15条までは、条ずれにより条番号を改めるものです。

別表は、緑の交流館の使用料の料金体系の改正で、1時間当たり420円とするものです。

森林体験施設は金額に円を追記するものです。

また、備考として、町外に居住する者または団体が利用する場合及び営利目的利用の場合の基準を定め、追加するものです。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第8号 那珂川町まほろば農園条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

改正の内容であります。第10条は、入園料の還付について、還付ができる基準を新たに追加するものです。

以上で、議案第8号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第9号 那珂川町観光乗馬施設条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

改正の内容であります。第8条は、使用料の減免について、減免ができる基準を改めるものです。

第9条は、使用料の還付について、還付ができる基準を新たに追加するものです。

第10条から第13条までは、条ずれにより条番号を改めるものです。

別表は、金額を月額6万円から3万円に改めるものです。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第10号 那珂川町緑地等利用施設条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

改正の内容であります。第11条は、使用料の減免について、減免ができる基準を新たに

追加するものです。

第12条は、使用料の還付について、見出しを改め還付ができる基準を改めるものです。

第13条から第16条までは、条ずれにより条番号を改めるものです。

別表は、管理棟、研修室の使用料の料金体系の改正で、午前・午後の半日単位を改め、1時間当たり150円とし、広場の使用料は、1平方メートルにつき1日10円とし、なりわいとしての写真及び映画撮影の使用料を新たに追加し、日額530円とするものです。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第11号 那珂川町特産品生産施設条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

改正の内容であります。第11条は、使用料の減免について、減免ができる基準を改めるものです。

第12条は、使用料の還付について、見出しを改め、還付ができる基準を改めるものです。

別表は、作陶室、木工・竹工室、灯油窯、伝統工芸室の使用料を530円から790円に改めるものです。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第12号 那珂川町特産品展示販売施設条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

改正の内容であります。第10条は、使用料の還付について、見出しを改め、還付ができる基準を改めるものです。

別表は、区分を「町外に所在する団体」から「町外に所在する団体又は町外に居住する者」に改め、金額を「町内に所在する団体又は町内に居住する者」は、1日につき2,100円から2,500円に、1月につき2万1,000円から2万5,000円に改め、「町外に所在する団体又は町外に居住する者」は、1日につき4,200円から5,000円に改めるものです。

また、「町外に所在する団体又は町外に居住する者」の1月の使用料を1月につき5万円として新たに追加するものです。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第13号 那珂川町カタクリ山公園条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

改正の内容であります。第12条は、使用料の減免について、減免ができる基準を改めるものです。

第13条は、使用料の還付について、見出しを改め、還付ができる基準を改めるものです。

別表は、使用料を金額に改め、行商、露店、展示会、博覧会、その他の行為について、1平方メートルにつき日額30円から10円に改めるほか、文言の整理をするものであります。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第14号 那珂川町ふるさとの森公園条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

改正の内容であります。第9条は、使用料の減免について、減免ができる基準を新たに追加するものです。

第10条は、使用料の還付について、見出しを改め、還付ができる基準を改めるものです。

第11条から第13条は、条ずれにより条番号を改めるものです。

別表は、区分と金額について、匠の館を午前・午後の半日単位から1時間当たりに改め、金額を1,580円から320円とし、ふれあいの舎の金額を1,580円から2,310円に改め、行商、露店、展示会、博覧会、その他の行為の金額を30円から10円に改めるほか、文言の整理をするものです。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第15号 那珂川町ふるさと館条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

改正の内容であります。第10条は、使用料の減免について、減免ができる基準を改めるものです。

第11条は、使用料の還付について、見出しを改め、還付ができる基準を改めるものです。

別表は、施設名、室名、使用料について、種別、区分、金額に改め、料金体系を午前・午後の半日単位から1時間当たりとし、その金額を研修室660円、会議室（和室）につきましては220円、ギャラリーにつきましては220円、冷暖房料110円とするものです。

備考は、第1号では町内に住所を有しないものが利用する場合の使用料を新たに定め、別表に定める額の2倍とし、第2号、第3号では営利目的で利用する場合の使用料を新たに定

め、施設の設置目的に沿った利用の場合は別表に定める額の2倍、施設の設置目的に沿った利用でない場合には別表に定める額の4倍とし、第4号では町内に住所を有しないものが第2号または第3号の営利目的で利用する場合の使用料を新たに定め、第2号または第3号で定める額を2倍とした額を使用料とし、第5号では第1号から第4号までの規定に該当するものが冷暖房を利用した場合の使用料を新たに定めるものです。

以上で、議案第15号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第16号 那珂川町地域情報発信施設条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

改正の内容であります。第11条は、使用料の還付について見出しを改め、還付ができる基準を改めるものです。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） 続きまして、議案第17号 那珂川町公園管理及び使用に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

参考資料をご覧ください。

3、改正の内容であります。第4条は、見出しを改め、許可申請に伴う文言の整理及び許可に条件を付すことができる規定を追加するものです。

第5条は、改正前の第10条を第5条へ移項し、使用を取り消すことができる基準を定めるものです。

第6条は、改正前の第5条を繰り下げ、見出しを付し、工作物の修繕に関する文言を削るものです。

第7条は、公園設備、備品等の原状回復を定めるものです。

第8条は、改正前の第7条第1項の繰下げ及び第9条第1項を第8条へ移項し、使用料の額を別表で定めることとし、文言の整理を行うものです。

第9条は、改正前の第7条第2項及び第3項を第9条へ移項し、減免ができる基準を改めるものです。

第10条は、改正前の第9条第2項を第10条へ移項し、還付ができる基準を改めるものです。

第11条は、規則への委任規定を定めるものです。

別表は、公園使用料の額を行商、露店、展示会、博覧会、その他の行為の金額を1平方メートルにつき1日10円、なりわいとしての写真及び映画撮影の行為の金額を日額530円と定めるものです。

別記様式は、規則への委任により様式を削るものです。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（斎藤昌代） 続きまして、議案第18号 那珂川町なす風土記の丘資料館条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

改正の内容であります。第8条は、見出しを改め、減免ができる基準を追加するものです。

第9条は、観覧料の還付ができる基準を追加するものです。

第10条から第13条は、条ずれにより条番号を改めるものです。

以上で、議案第18号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第19号 那珂川町郷土資料館条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

改正の内容であります。第8条は、観覧料の減免ができる基準を新たに追加するものです。

第9条は、観覧料の還付ができる基準を新たに追加するものです。

第10条から第15条は、条ずれにより条番号を改めるものです。

以上で、議案第19号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第20号 那珂川町子どもの森条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

改正の内容であります。第9条は、使用料の減免ができる基準を新たに追加するものです。

第10条は、使用料の還付について、見出しを改め、還付ができる基準を改めるものです。

第11条から第13条は、条ずれにより条番号を改めるものです。

別表は、種別、区分、金額について多目的広場1日1平方メートル当たり5円を、行商、

露店、展示会、博覧会、その他、1平方メートル当たり1日10円に改め、なりわいとしての写真撮影及び映画撮影の使用料を新たに追加し、日額530円とするものです。

以上で、議案第20号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第21号 那珂川町体育施設条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

改正の内容であります。第9条は、使用料の還付について見出しを改め、使用料の還付ができる基準の内容を改めるものです。

別表中、1、体育館、武道館、弓道場の那珂川町総合体育館は1時間当たりの使用料100円を140円に、那珂川町馬頭西体育館、那珂川町谷川体育館、那珂川町大山田体育館、那珂川町小川南体育館は800円を900円に、小川武道館は300円を440円に、那珂川町小川弓道場、那珂川町御霊神社弓道場は100円を140円に改めるものです。

備考は、営利目的で施設の設置目的に沿った利用の場合と、営利目的で施設の設置目的に沿った利用でない場合の使用料の基準を追加するものです。

2、運動場の那珂川町馬頭運動場は1時間当たり600円を630円に、那珂川町大山田下郷運動場は300円を440円に、那珂川町小川運動場は600円を630円に、那珂川町小川南運動場は300円を440円に改めるものです。

備考は、営利目的で施設の設置目的に沿った利用の場合と、営利目的で施設の設置目的に沿った利用でない場合の使用料の基準を追加するものです。

4、那珂川町屋外水泳場の定期券の額を高校生の1か月6,000円を5,700円に、3か月1万6,000円を1万5,000円に、半年3万円を2万7,900円に、年間5万5,000円を4万8,000円に改め、一般の1か月1万800円を9,500円に、3か月2万8,800円を2万5,000円に、半年5万4,000円を4万6,500円に、年間9万9,000円を8万円に改め、65歳以上の1か月6,000円を5,700円に、3か月1万6,000円を1万5,000円に、半年3万円を2万7,900円に、年間5万5,000円を4万8,000円に改めるものです。

備考は、営利目的で施設の設置目的に沿った場合と、営利目的で施設の設置目的に沿った利用でない場合の使用料の基準を追加するものです。

以上で、議案第21号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第22号 那珂川町学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

改正の内容であります、第9条は、使用料の減免ができる基準を改めるものです。

第10条は、使用料の還付について見出しを改め、使用料の還付ができる基準を改めるものです。

別表の体育館は、330円を440円に改め、体育館空調設備1時間当たり1,000円を追加するものです。

以上で、議案第5号 那珂川町小川総合福祉センター条例の一部改正についてから議案第22号 那珂川町学校体育施設の開放に関する条例の一部改正についてまで補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては条例名をお示してください。

質疑はありませんか。

8番、小川正典議員。

○8番（小川正典） それでは、全条例についてお伺いをしたいと思います。

先ほどの説明の中で20年間見直しをしなかったと、こういうお話がありました。それより短い条例もございますけれども、この間、条例を改定する、あるいは見直しをすると、こういう考えはなかったのか、これが1点目。

2点目、なぜこの20年間経過した、今回見直しを、あるいは改定をしたというこの理由についてお伺いをしたいと思います。

3点目、今後の見直し、あるいは改定のサイクルについてどう考えていくのか、この3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えをいたします。

まず1点目、20年間見直しがなかったということで、これまでやってこなかったのかということでもありますけれども、合併後、行財政改革の推進ということで計画を立てて推進してきたわけもございますけれども、今回のこの施設の使用料につきましては、なかなか手をつけられなかったということもございます。

そういったことを踏まえまして、やはり受益者負担の観点から、定期的な見直しが必要なのではないかとということで、20年というこの機会に見直しを行ったものということもございます。

ますが、2点目のお答えになろうかと思えます。

今後の見直しのサイクルでありますけれども、さきにお示しをしました施設の見直しの基本方針のほうで記載がございます。その中で、一応5年をめどに定期的に見直しをしていくということで記載をしておりますので、今後そのようなサイクルで定期的な見直しを図っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） ほかに質疑はございませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 3点質問をします。

1点目は、議案第14号を見ていただきたいんですが、この14号に限らないんですけれども、この14号では、ふるさとの森公園条例なんですけど、2ページ目の一番下のほうに料金、金額が書いてあります。行為の種類ということで、行商、露店、展示会、博覧会、その他ということで金額が10円と。今までは30円ということで、その3分の1に引き下げたという理由、ほかにもありますよね、同じようなことが。30円から10円という、何か所か出てくるんですけれども、その理由をお聞かせいただきたいということが1つ。

それから、2つ目なんですけど、議案第17号を見てもらいたいんです。1ページ、ページ数書いていませんけれども、1ページのところの第4条、公園を「占有し」という、占有という言葉が入っています。今までは「使用し」ということだったんですが、占有というのは、言葉の響きで言うと、そこを団体なら団体だけで利用するということだと思えるんですけれども、そこを使っている人以外は、公園であろうと入れないのかどうなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、議案第21号なんですけど、これのページで言うと4ページに当たります。4ページなんですけど、屋内水泳場の料金です。定期券に関して値下げということになってはいますが、その理由をお聞かせいただきたいと思えます。

以上、3点です。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） では、私のほうから、まず1点目の質問についてお答えをさせていただきます。

30円から10円になった理由でありますけれども、今回の使用料の見直しにつきましては、その施設の維持管理経費というのを基に計算をしております。

そういった中で、そういった公園等につきましては、かかっている経費が少額であるということと計算をして10円ということ、値下げという形になっているところでございます。

またあわせて、関連する同様の形態の施設につきまして10円ということで、統一をもって定めるということで、改正をするものでございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまご質問のありました議案第17号の第4条の占用ということとでございますが、こちらにつきましては、一部占用して使用する場合がございます。そういった場合には、当然、一般利用者については利用できる状況を確認するといったようなことで考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（斎藤昌代） ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの定期券の金額の見直しですが、こちらは値下げということではなく、今まで共通券、プールとトレーニング室の共通の金額が合算の金額と違った、誤っていたということで、今般見直しをかけたものとなっております。

以上です。

○議長（益子明美） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 最初の30円から10円ということと、それから、水泳場の今までの金額が誤っていたということで、改めるということ分かりました。

公園の占有の問題なんですけれども、例えば公園には、今改修をやっていると思うんですけども、トイレがありますね。そのトイレなどについては、これは誰でも利用できるというようなことになるんでしょうか。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えいたします。

今回の使用料につきましては、公園内の広場を想定しているものでございます。施設についての占有ということではありませんので、通常、トイレ等の使用については影響がないというふうに考えております。

以上です。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

なお、討論に当たっては条例名をお示してください。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第5号 那珂川町小川総合福祉センター条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 那珂川町高齢者生産活動施設条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 那珂川町緑の交流空間施設条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 那珂川町まほろば農園条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 那珂川町観光乗馬施設条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 那珂川町緑地等利用施設条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 那珂川町特産品生産施設条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 那珂川町特産品展示販売施設条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 那珂川町カタクリ山公園条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決しました。

議案第14号 那珂川町ふるさとの森公園条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決しました。

議案第15号 那珂川町ふるさと館条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 那珂川町地域情報発信施設条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 那珂川町公園管理及び使用に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 那珂川町なす風土記の丘資料館条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 那珂川町郷土資料館条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 那珂川町子どもの森条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 那珂川町体育施設条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号 那珂川町学校体育施設の開放に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号～議案第26号の一括上程、説明

○議長（益子明美） 日程第28、議案第23号 令和7年度那珂川町一般会計補正予算（第5号）の議決について、日程第29、議案第24号 令和7年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第30、議案第25号 令和7年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第31、議案第26号 令和7年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について、以上4議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第23号から議案第26号、令和7年度那珂川町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計補正予算の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、一般会計から申し上げます。

今回の補正予算は、当初予算編成後の人事異動による職員人件費の調整のほか、障害者福祉サービス事業に係る扶助費や、馬頭運動場受変電設備の改修工事費などを計上するものであります。

その補正額は2億500万円であり、補正後の予算総額は102億7,700万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第1は、民生費で、障害者福祉サービス利用者の増加に伴い扶助費を増額するほか、介護予防サービス計画作成件数の増加に伴う業務委託料の増額など1億948万7,000円を計上いたしました。

第2は、教育費で、馬頭運動場受変電設備の改修工事費や、学校給食センターの蒸気配管更新工事に係る設計業務委託料など5,374万4,000円を計上いたしました。

第3は、土木費で、栃木県が執行する急傾斜地崩壊対策事業に係る負担金のほか、馬頭公園の枯れ松伐採処理委託料など2,337万8,000円を計上いたしました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げますが、これらに要する財源は、国・県支出金、繰入金、繰越金及び諸収入のほか、町債を充てることといたしました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正は、子ども・子育て支援金制度の対応に伴うシステム改修費に110万円を計上するもので、その財源は、国庫支出金を充てることといたしました。

これにより、補正後の予算総額は20億110万円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。今回の補正は、子ども・子育て支援金制度の対応に伴うシステム改修費に264万円を計上するもので、その財源は、国庫支出金を充てることといたしました。

これにより、補正後の予算総額は2億7,764万円となりました。

最後に、介護保険特別会計であります。今回の補正の主なものは、介護保険システムの改修などに120万円を計上するもので、その財源は、繰入金のほか繰越金を充てることといたしました。

これにより、補正後の予算総額は19億7,240万円となりました。

以上、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計補正予算について、その大要を申し上げますが、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 住民課長。

○住民課長（金子洋子） 国民健康保険特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

補正予算書7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

4款国庫支出金、1項7目子ども・子育て支援事業費補助金の補正額は110万円の増で、令和8年度から賦課徴収されます子ども・子育て支援金のシステム改修に伴う国庫補助金であります。

8ページ、歳出に入ります。

1款総務費、2項1目賦課徴収費の補正額は110万円の増で、子ども・子育て支援金のシステム改修に係る業務委託料を増額するものであります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

補正予算書7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

6款国庫支出金、1項2目子ども・子育て支援事業費補助金の補正額は264万円の増で、子ども・子育て支援金のシステム改修に伴う国庫補助金であります。

8ページ、歳出に入ります。

1款総務費、2項1目徴収費の補正額は264万円の増で、子ども・子育て支援金のシステム改修に係る業務委託料を増額するものであります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について、補足説明いたします。

補正予算書、7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から説明いたします。

7款繰入金、1項5目その他一般会計繰入金の補正額は97万円の増で、事務費繰入金であります。

8款繰越金、1項1目繰越金の補正額は23万円の増で、前年度繰越金であります。

8ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項1目一般管理費は78万6,000円の増で、介護保険システムの改修に係る委託料であります。

2項1目賦課徴収費は18万4,000円の増で、印刷製本費の増であります。

8款諸支出金、2項1目繰出金は23万円の増で、一般会計への繰出金であります。

以上で、那珂川町国民健康保険特別会計補正予算、那珂川町後期高齢者医療特別会計補正

予算、介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の補足説明が終わりました。

◎予算審査特別委員会の設置、付託

○議長（益子明美） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第23号については、議員全員を委員とする予算審査特別委員会に付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることとしたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号については、議員全員を委員とする予算審査特別委員会に付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることと決定しました。

なお、議案第24号から議案第26号の各特別会計補正予算については、議案第23号の一般会計補正予算と併せて採決を行います。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第32、議案第27号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました、議案第27号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、職員の事務用パソコン更新に伴う賃貸借契約に係る財産の取得で、取得財産はノートパソコン60台であります。

契約の方法は、指名競争入札により実施いたしました。

その結果、取得価格は1,745万7,000円で、NX・TCリース&ファイナンス株式会社関東信越支店と所有権移転付賃貸借契約を締結するものであります。

地方自治法第96条第1項第8号及び那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付しております参考資料の入札経過書をご覧ください。

物品名は、事務用ノートパソコン60台であります。

指名競争入札により4社を指名し、電子入札方式により入札を実施、11月17日に開札を行いました。

開札結果は記載のとおりであり、指名業者4社中2社の入札辞退がありましたが、最低入札者のNX・TCリース&ファイナンス株式会社関東信越支店を落札者と決定いたしました。なお、本入札は月額賃貸料を入札書に記載することとし、予定価格は28万8,600円、落札率は91.65%でありました。仮契約につきましては、11月25日に締結いたしました。

次に、契約について説明いたします。

契約金額の内訳は、入札書記載金額26万4,500円に、消費税相当額2万6,450円を加えた29万950円が契約書記載金額となります。

なお、参考として記載いたしましたが、取得価格となります賃借料の総額は1,745万7,000円であります。

契約の相手方は、埼玉県さいたま市中央区下落合1079番地1、NX・TCリース&ファイナンス株式会社関東信越支店支店長吉田英司であります。

予定履行期間は、令和8年2月1日から令和13年1月31日までの60か月であり、期間終了後の令和13年2月1日に無償譲渡により当該物品を取得する予定であります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号 財産の取得については原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第33、議案第28号 那珂川町図書館に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 益子純恵登壇]

○町長（益子純恵） ただいま上程されました、議案第28号 那珂川町図書館に係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、那珂川町図書館について、民間団体の努力や創意工夫を通じて、財政負担の軽減や住民サービスの向上を図るため、大高商事・図書館流通センター共同事業体を指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（斎藤昌代） 補足説明申し上げます。

議案書をご覧ください。

指定管理者に管理を行わせる施設は、那珂川町馬頭図書館、那珂川町小川図書館であり、指定管理者は、所在地、栃木県宇都宮市宝木本町1474番地5、団体名、大高商事・図書館流通センター共同事業体、代表団体、株式会社大高商事、代表者、代表取締役伊原 修です。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。県内図書館の指定管理の状況や、指定管理者が継続的な図書館運営を行うに当たり、指定期間を5年といたしました。

参考資料をご覧ください。

1の管理を行わせる施設の概要は、那珂川町馬頭図書館及び那珂川町小川図書館に係る所在地や開館年月、規模、建物構造など、施設の概要とその運営に関する事項を記載してありますのでご覧ください。

次のページ、2の指定管理者が行う業務の範囲ですが、1つ目は、図書館法第3条に掲げる事業に関する業務で、具体的には、カウンター業務や蔵書管理、レファレンス・サービス及び読書案内などの各種サービス業務の提供であります。2つ目は、図書館の利用及びその制限に関する業務、3つ目は、図書館の維持管理に関する業務、4つ目は、上記に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務としております。3の指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとしております。

3の指定管理料は、5年間の限度額を4億835万円と設定し、今回、大高商事・図書館流通センター共同事業体から4億834万9,000円の提案がありましたので、この額を基に、今後、予算の範囲内で年度協定により指定管理料を決定していくこととなります。

4の候補者の選定経緯ですが、募集の方法は、一般公募により公告を10月14日から実施し、申請受付を11月4日から11月7日までと定め募集を行ったところ、1社から応募がありました。

選定委員会経過ですが、指定管理の候補者を選定するに当たり、那珂川町生涯学習施設指定管理者候補者選定委員会を開催し、候補者の選定を行いました。

その結果、大高商事・図書館流通センター共同事業体を指定管理の候補者として選定したものです。

選定の理由といたしましては、那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例第4条に定める基準及び募集要項に定める応募資格を満たしており、効率的かつ効果的

な公共サービスが見込めると判断したことから、候補者として選定したものであります。

町としましては、その結果を踏まえ、指定管理者に選定したものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第28号 那珂川町図書館に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第34、議案第29号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 益子純恵登壇]

○町長（益子純恵） ただいま上程されました、議案第29号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

栃木県市町村総合事務組合は、県内の市・町の地方公共団体や広域行政事務組合など、各種事務組合が退職金や公務災害に関する事務を共同で行うため、平成18年4月に設立された団体であります。

令和8年4月1日から、佐野市が新たに非常勤職員の公務災害補償事務及び学校医等の公務災害補償事務の共同処理に加入することに伴い、栃木県市町村総合事務組合規約を変更することについて関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（益子明美） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 零時 23分